



<p>教育部長</p>	<p>本日は12月議会の件目も含みまして議案が多くなっております。</p> <p>また、協議会では学力調査の関係で学校の校長先生が来て報告をいただくことになっております。是非よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>教育委員長</p>	<p>それでは議事に入ります。初めに御教議第39号「平成26年度御殿場市一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。説明をお願いいたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>ただいま議題となりました、御教議第39号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書2ページをお開きください。（議案書朗読）</p> <p>まず、1項2目教育総務費の事務局費となります。一番右の説明欄をご覧ください。1の人件費につきましては4月1日付の人事異動に伴う不要額を減額するものです。</p> <p>2項1目小学校費の学校管理費ですが、1の施設整備費では玉穂小学校、高根小学校のクラス増に伴い備品を購入するものであります。次に3目の印野小学校校舎改築事業費は、基金繰入金の減に伴う財源更正となります。</p> <p>3項1目中学校費の学校管理費ですが、1の施設整備費は原里中学校のクラス増、富士岡中学校の生徒数増に伴う備品を購入するものであります。</p> <p>4項1目幼稚園費ですが、1の人件費は人事異動に伴う不要額を減額するものです。2の施設管理費は原里西幼稚園に設置されている自動火災報知設備受信機の老朽化に伴い、機器の更新を行うものです。</p> <p>なお、2目の市立幼稚園遊園奨励費につきましては今年度より子ども育成課の所管となっております。</p> <p>以上で教育総務課関係の説明を終わります。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>続きまして、社会教育費について説明させていただきます。</p> <p>5項1目社会教育総務費説明欄1の人件費に関しましては、人事異動による人の入れ替え、給与の改定分であります。2一般諸経費、臨時職員雇用経費につきましては、急きょ雇用することになった臨時職員雇用経費の不足分を増額するものであります。</p> <p>5項2目文化財費につきましては、学芸員の給与等の不足分を増額するものであります。</p> <p>5項3目図書館費に関しましては、図書館の老朽化により空調設備、照明設備に不測の修繕が発生しているため、修繕費を増額するものであります。</p>

	社会教育課分は以上となります。
学校給食課長	<p>続きまして、学校給食費について説明させていただきます。</p> <p>6項1目給食センター運営費、説明欄1の人件費は、4月1日付人事異動に伴う入れ替えと給与改正に伴うものであります、</p> <p>2の施設維持管理費は燃料費、光熱水費が不足したことによる経費であります。燃料費は、西学校給食センターのボイラー燃料が当初予算編成時より高騰したこと、年間使用量ぎりぎりです予算計上しておりますので不足が生じたため補正するものです。</p> <p>光熱水費は電気量の値上げなどに伴うもので、南学校給食センターの電気量が当初予算編成時より高騰したこと、高根学校給食センターの高根小学校学級数増により機器の使用時間の増、保健所の衛生指導により電気使用量が増えたためでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
教育委員長	ただ今、御教議第39号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑)	
教育委員長	今回の補正予算の関係では人件費の内容がかなりありますが、教育委員会で人員を減らされたといったことはありませんか。
教育総務課長	<p>教育総務課関係では、昨年度土木関係の事業を集約するというところで、それに伴って技師が1名、事務が1名減になっております。</p> <p>その他減になっているところにつきましては、団塊世代が定年を迎え、若い職員の人数の割合が増えたという中で人件費が減っております。</p>
教育委員長	他に何かございますか。他に質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第39号「平成26年度御殿場市一般会計補正予算(第3号)について」は原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第40号「御殿場市地区体育施設及び児童屋内体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。
教育総務課長	<p>ただいま議題となりました、御教議第40号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書9ページをお開きください。(議案書朗読)</p> <p>それでは内容についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は玉穂地区児童屋内体育施設の名称変更に伴う条例改正であります。初めに今回の改正の背景について申し上げますと、現在</p>

	<p>改築中の体育館は昭和53年度に防衛施設周辺民政安静化施設整備事業により建設されたものですが、旧耐震基準で建てられたものであり、また、老朽化も進んでおりました。そこで、平成24年度に地区体育館として改築を決定し、建設に着手したのですが、来年3月1日の運用開始に向け施設の名称を改めるものです。</p> <p>それでは新旧対照表でご説明させていただきたいと思っておりますので、議案書11、12ページをお開きください。</p> <p>左のページが旧、右ページが新となります。また、下線を引いた部分が改正部分となりますが、左のページの表の2行目「玉穂地区児童屋内体育施設」を右のページの2行目「玉穂地区体育館（えがお）」という名称に改めるものです。</p> <p>なお、施設名称にある（えがお）という表現は玉穂小学校の児童から提案を受けたものであります。</p> <p>附則となりますが、この条例は平成27年3月1日から施工するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
教育委員長	ただ今、内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
（質疑）	
教育委員長	玉穂地区でえがおという児童から募集した名称がつけられるということですが、他の学校でもこういった事が起こることはありますか。
教育総務課長	実質は玉穂小学校敷地内に建てられた体育館ですので玉穂小学校体育館となりますが、位置づけが地区の体育館という位置づけで改築をさせていただいた中で、体育館に名称がついているというのは今回が初めてだと思います。ただし、地区広場についてはパレットごてんぼといった名称がついておまして、地区体育館という硬い名前ではなくえがおという親しみやすい名称を付けることで、地域に馴染んでいただくように愛称を決めたものであります。
教育委員	一つ伺いたいのですが、当初昭和53年に防衛補助で建設されたということですが、名称が児童福祉施設の名称から外れても4号の方は問題無いのでしょうか。
教育総務課長	当初は防衛8条という防衛補助で建てた中で、児童屋内体育施設という名称で条例に入れたものですが、今回は補助が無く財産区繰入金で建設した建物ということで、位置づけを地区体育館にさせていただいた中でこの条例に入るところは問題ないという事は、市の文書法規スタッフとも相談の上確認しております。
教育委員長	他に何かございますか。他に質疑もないようですので、本案を

	原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第40号「御殿場市地区体育施設及び児童屋内体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第41号「御殿場小学校プール改築事業に係る基本設計について」を議題とします。それでは説明をお願いします。
教育総務課長	それでは、議案書の13ページをお開きください。初めに議案を朗読させていただきます。 (議案書朗読) 内容につきましては、担当統括よりご説明申し上げます。
教育総務課副参事	それでは、事業の具体的な概要説明をさせていただきます。議案書14ページをご覧ください。 まず事業の概要ですが、御殿場小学校の水泳プールにつきましては、昭和41年に建設されまして約48年が経過しております。経年劣化によりまして、ろ過装置や配管設備の腐食、プール水槽部の躯体コンクリートの劣化による漏水等が多く見受けられる状況です。 また、プールに隣接している屋外倉庫につきましても同様に老朽化が激しいことや耐震上不安要素があるため、一体的な整備を図るものでございます。 このことから、平成26年度から平成28年度にかけて児童の安全と学校体育施設等の整備を図るため、文部科学省学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業でございます。 次に施設概要の説明をさせていただきます。こちらにつきましては図面等を合わせて説明させていただきます。16ページをご覧ください。こちらは案内図になっております。現在の御殿場小学校校舎の下側に既存のプールがあります。こちらの現位置に改築を行うものであります。17、18ページをご覧ください。17ページの配置図上側が御殿場中学校との間にある市道となっております。図面下側にあります部分にプール建築を計画しております。 18ページ平面図ですが、図面中心に高学年用プールがございまして、25m×15m、8コースのプールでございまして、水深が1m～1.5mとなっております。低学年用プールが高学年用プールの左下にありますプールとなりまして、15m×10m、水深は0.6m～0.7mのプールとなっております。 プールの仕様につきましては、プール槽がステンレス無塗装のプール、ろ過装置につきましては全自動砂ろ過式のろ過装置とな

	<p>ります。</p> <p>付属建物としましては、プール管理棟ということで、建物が2棟ありますうちの上側がプール管理棟となります。鉄筋コンクリート造1階建、136㎡となっております。所用室としましては男女更衣室、男女トイレ、シャワー、控室を配置しております。それと付属建物として、見学所、これはプールサイドに点線で表記してありますが、アルミ製既製品1階建てで13.2㎡の2棟を計画しております。</p> <p>屋外倉庫棟でございますが、プール管理棟の下に位置しておりますが、鉄骨造の平屋建て、196㎡、所要室としましてはプール器具庫、体育器具庫、石灰庫、多目的便所を含めました屋外便所となっております。それと既存の駐車場位置の駐車場整備ですが、今現在は無舗装の駐車場をアスファルト舗装で整備するものでございます。</p> <p>19ページには立面図を載せてあります。プールの床に関しましては通常の地盤から1.7m高くなっております、高くすることでプールの配管用ピットを地中に埋設することなくメンテナンスを容易にするために床をあげてあります。この形態に関しましては、今年度完成しました高根小学校のプールと同様の形態となります。</p> <p>それでは事業工程を説明させていただきます。20ページをご覧ください。今年度基本設計を進めてまいりまして、基本設計が概ね纏まりましたのでこれから実施設計に着手していく予定です。実施設計につきましては平成27年度の夏までに進めまして、許認可関係を併せて進めてまいります。平成27年度の夏のプール使用が終わった段階で既存のプールを解体し、平成27年度末までに造成関係、付近の木の枝払い等を行いまして、平成27年度3月に改築工事を発注する計画となっております。</p> <p>平成28年度2月末頃を目途に新プールの建設工事を進め、同時期に屋外便所、倉庫、屋外整備工事を進めていきまして、平成29年度夏前に事業を完了させ、平成29年度におけるプールの授業では新プールが利用出来るように計画をしています。</p> <p>この計画ですと現位置建て替えということで、平成28年度の1シーズンに関しては学校でプールが使用出来ないという形になりますが、別位置での建て替えも検討した中で、スペース的な問題等諸条件のクリアが出来なかったものですから現位置での建て替えという設計になっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
教育委員長	ただ今、内容説明がなされましたが、本案について質疑を求め

	ます。
(質疑)	
教育委員長	平成28年度に関してはプールの利用が出来ないという事ですが、何か代替は考えていますか。
教育総務課副参事	学校と協議を進める中で、東小プールの利用、玉穂地区プールの利用等も視野に入れながら検討をしていくという事で協議を進めています。ただ、現実的に移動手法や安全確保等も大きな課題になっておりますので、今後学校と密に協議を進めて行きたいと考えております。
教育委員長	48年間使用していて、あそこに忠霊塔等もありますが、あれらの木から落ち葉等がプールに入っているというは無いのでしょうか。
教育総務課副参事	今現在神社や隣接の地主さんの敷地の立木による落葉がプールに落ちるという事は若干ありまして、建設に合わせて地主さんと交渉を進めており、枝払いを行うという事で協議を進めております。落ち葉について全ての問題がクリアできるかは分かりませんが、出来るだけ枝払いをしていく中でそういった問題も若干クリア出来るように協議をすすめております。
教育委員	勾配が100mmしかないのですが、長辺だと1/250程度、短辺だと1/150程度の勾配しか取れないと思いますが、水はずっとはりっぱなしになるのでしょうか。
教育総務課副参事	プールの水に関しましては、プールシーズン中はよほどの事が無い限り入替はしません。ろ過機で循環させ補給させながら使うということになります。 冬のシーズンにつきましては、災害時の防火用、プール槽の保護の為に水ははったままの状態になります。プールシーズン前に全て水を抜いて清掃をするという運用になります。
教育委員	水を抜く場合に勾配は必要ありませんか。
教育総務課副参事	それほど大きな勾配は不要です。
教育委員長	他に何かございますか。他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第41号「御殿場小学校プール改築事業に係る基本設計について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に御教議第42号「森之腰幼稚園園舎増築事業に係る基本設計について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いします

	<p>ます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは議案書の 21 ページをご覧ください。初めに議案を朗読させていただきます。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>内容につきましては担当統括より説明をさせていただきます。</p>
<p>教育総務課副参事</p>	<p>それでは事業の概要について説明させていただきます。22 ページをご覧ください。</p> <p>森之腰幼稚園園舎に関しましては、平成 2 年に改築され約 24 年が経過しており、この園舎建設時は 2 年保育用の園舎として建設されましたが、平成 19 年度に 3 年保育を実施するにあたりプレイルームを 3 歳児保育室に改修しました。これにより比較的狭小な幼稚園舎での保育を行っているのが現状でございます。</p> <p>また近年、3 歳児の新入園希望者が募集定員を上回っており、抽選に漏れた方が他園への入園を余儀なくされている実情がございました。</p> <p>このことから、旧原里第 1 保育園が移転したことによる跡地である隣接用地の一部に園舎を増築し、募集定員の増員を図るものであります。</p> <p>一方で、園舎が増えることにより園庭が手狭な状況になることも推測されることから、跡地を利用して園児が裸足で駆け回る事が出来る芝生広場の整備も併せて行います。</p> <p>施設の概要は図面を見ながら説明させていただきます。24 ページをご覧ください。網掛けしてある部分が森之腰幼稚園となっておりますが、そのうち左側が旧原里第 1 保育園の跡地となっております。一部と説明させていただいておりますのは、消防団のポンプ車庫が 3 分の 1 程度跡地を利用しております。その残りを園庭整備、園舎の増築用地として移管を受けまして整備を進める予定となっております。</p> <p>25 ページをご覧ください。こちらが配置図となっております。右側が既存の園舎となっております。既存の園舎に関しましては、保育室が 5 室ありまして、3 歳児 1 クラス、4 歳児 2 クラス、5 歳児 2 クラスとなっております。図面左側に保育室 2 室を増築しまして、3 歳児も 2 クラスになり合計 6 クラスの編成に増員するものです。</p> <p>増築園舎の概要ですが、鉄骨造平屋建て、床面積 163.79 m<sup>2</sup>、既存園舎とを繋ぐ渡り廊下につきましては 8.97 m<sup>2</sup>、外部の仕上げについては屋根がカラーガルバリウム鋼板の瓦棒葺、外壁が金属系サイディング、内部仕上げに関しましては床がフローリング、壁は腰壁が板張り、上部が掲示用クロス、天井は化粧石</p>

	<p>膏ボードとなっております。その他諸室等については適材適所の材料を使用する計画です。</p> <p>主要室ですが、26ページの1階平面図をご覧ください。ポンプ室が2室、その右にトイレ、教材庫という構成になっております。設備等につきましては、保育室2室を計画しておりますが、こちらは5歳児が入る予定となっております。中央の2部屋を分ける壁をスライディングウォールにしまして、一体利用も可能なように整備を行う計画です。</p> <p>広場ですが、グラウンドにつきましては既存園庭にありますので、こちらを増築する建物周りにつきましては、芝生広場と一部畑を新設する計画となっております。</p> <p>27ページをご覧ください。こちらが建物の立面図となっております。</p> <p>事業の工程ですが、28ページをご覧ください。今年度基本設計、実施設計を進めております。現在実施設計を一部進めておりますが、今年度中に許認可関係を進めまして年度内に設計を完了させる計画となっております。平成27年度におきまして園舎の増築工事を進めていきまして、平成28年度途中から外構工事を進めます。平成28年度に既存園舎との接続部を改修して全体の事業が完了する見込みでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
教育委員長	<p>ただいま内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員長	<p>2クラス増築ということですが、募集定員はどの程度増えるのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>入退園に係る事務は今年度より子ども育成課に移管されたわけですが、現段階では25人クラスが2クラスですので、1クラス分が増えるという予定でおります。ただし、まだ決定ではありません。今年度の3歳児に関しては抽選となっておりますので、これで希望者は全て森之腰幼稚園へ入園出来るようになるかと思っております。</p>
教育委員長	<p>工事中園児の安全対策はどうなっていますか。</p>
教育総務課副参事	<p>園舎の増築工事中に関しましては、今現在の園舎に関して平成27年度においては区切りをつけた中で工事を進める事が可能です。既存園舎と新園舎を接続する渡り廊下との取り合い部分につきまして、平成28年度に改修を進めますが、教室が出来てしまえばプレイルーム部分を改修することになります。この部分に区切りを付けて囲ってしまい、安全対策を施した中で工事を行う</p>

	計画になっておりますので、園児の安全確保については万全を期して進める予定であります。
教育委員長	事故の無いように進めていただきたいと思います。
教育委員	新しい園舎には玄関が無いと思いますが、既存の園舎の玄関から入った時に渡り廊下の形式で壁が無いと台風の時や風が強く雨が降っている時などはこの部分に雨が入ってきて水浸しになる可能性もあると思いますが、その辺りの対策はどう考えていますか。
教育総務課副参事	まず登園等に関しましては基本的に直接保育室の前のテラスから園舎に入る形になっておりまして、園児は玄関を介さず保育室に入ります。その際にテラスに関してはひさしを付けまして、極力濡れる事が無いように配慮をしております。ただ、遊戯室等を利用する際は渡り廊下を通して既存園舎に行くという事がありますので、できるだけ雨で濡れないよう配慮はしますが、完全に室内の渡り廊下を設置するには、子ども達の駐車場からの動線を確保するために渡り廊下を横断して保育室に入るという経路を選択せざるを得ない状況でして、一部開放の渡り廊下という計画になっております。若干なりとも雨がかりの少ないような保守壁の設置等の配慮はしていく計画です。
教育総務課長	補足ですが、駐車場は森之腰区第2駐車場というところの入口から入って、渡り廊下を横断して入るような形になります。
教育委員長	他に何かございますか。他に質疑も無いようですので、本案について原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第42号「森之腰幼稚園園舎増築事業に係る基本設計について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第43号「御殿場市立学校処務規定の一部を改正する訓令甲の制定について」を議題と致します。説明をお願いします。
学校教育課長	<p>それでは内容説明を致します。議案書29ページをご覧ください。最初に議案の朗読を致します。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>この度の改正は、県費負担教職員が使用している休暇簿等についてでございます。現在、年次有給休暇、特別休暇、職務専念義務免除と3つの様式に分かれている休暇等についての様式を、新たに1つの様式にまとめることにより、事務の軽減を図るものであります。</p> <p>現在駿東地区内での教職員の人事異動の際には、休暇簿等の様</p>

	<p>式が違うことから前任校の様式から新任校の様式へ転記する手間が発生しております。今回新たに制定する統一様式を使用することにより、紙資源の削減が図られると共に、人事異動の持参書類とすることにより、新任校における新規書類作成事務の軽減が図られることが認められます。</p> <p>なお、この件につきましては平成27年度以降県立学校において進められている事務改善であり、今回の改正は駿東地区の各教育委員会で足並みを揃えたうえでの改正であることを申し添えます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。</p>
教育委員長	ただ今説明がなされましたが、質疑を求めます。
(質疑)	
教育委員長	質疑も無いようですので、本案について原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第43号「御殿場市立学校処務規定の一部を改正する訓令甲の制定について」を原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	続きまして、御教議第44号「平成26年度就学援助について」を議題といたします。本案については秘密会議と致しますので、関係者以外は退席をお願い致します。
(秘密会)	
教育委員長	それでは、説明をお願いします。
学校教育課長	<p>ただ今議題となりました御教議第44号につきまして内容説明を致します。議案書67ページをご覧ください。最初に議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>今回認定のご審議をお願いしますのは、平成26年度就学援助の申し出がありました6人で、いずれも新規の申し出であります。</p> <p>具体的な内容につきましては担当者から説明しますが、認定理由は準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者5人、保護者の生活状態が悪い世帯の者1人となっております。提案にあたりましては学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
学校教育課 課長補佐	<p>それでは内容についてご説明申し上げます。</p> <p>御教議第44号関係資料をご覧ください。今回の申請は小学生2人、中学生4人の計6人でございます。</p> <p>資料は1ページが申請者一覧表、3ページから24ページまで</p>

	<p>が申出書と所得関係等資料、25ページが生活保護費等計算書となっております。</p> <p>説明は申請者一覧表で順次説明を致します。</p> <p>(内容説明)</p> <p>以上で内容説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員長	<p>他に質疑もないようですので、本案を一部修正して承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>異議が無いようですので、御教議第44号「平成26年度就学援助について」を一部修正して承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>それでは秘密会を解き会議を続行します。</p> <p>他に何かございますか。</p>
教育委員長	<p>他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会11月定例会を閉会といたします。</p>
会議録署名人	<p>上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">2番委員 _____</p> <p style="text-align: right;">3番委員 _____</p>